

# 經濟論叢

第七十八卷 第六號

---

- 家族型農場の理論……………山岡亮一 1
- C. I. F. 価格の巨視分析 (二) ……………佐波宣平 19
- ブルック・ファーム……………穂積文雄 30
- プロイセン絶対主義の鋳業政策と  
オーベル・シュレーゲン鋳山業  
……………肥前栄一 52
- 

昭和三十六年六月

京都大學經濟學會

## プロイセン絶対主義の鉱業政策と

### オーベル・シユレージエン鉱山業

肥 前 栄 一

#### 一 問題の提起

プロイセン絶対主義の社会構成を支える東エルベのグーツヘルシャフトは、一八世紀なかば頃から新たな危機と編成替の過程に入り込みつつあった。とくに東エルベ最良の農民の土地保有権、いわゆる『Niederschlesien 的土地所有』の広がる *Niederschlesien* 地方を自らの裡に抱え込んだ *Schlesien* 地方では、この頃から農民層の階層分化ならびにそれと裏腹の關係にたつ社会的分業が著るしく進展しはじめ、こうした下からのブルジョワ的發展をテコとして、一八世紀後半から一九世紀初頭にかけて激しい農民一揆の波が *Schlesien* 地方一帯をおおいつくし、深刻な封建的危機の主要な一局面を形成するにいたつた。こうした危機に直面してグーツヘルシャフトは、強力な上からの領主的対応を試みるが、その対応の基礎過程をなすグーツ

ヘルシャフトの経営構造の変質過程はつぎの二つの方向においておしすすめられた。つまり領主経営は、先進イギリス資本主義からの技術導入に依存しながら、一方では農業経営を集約化し、労働力基盤を賦役農民の畜耕役から特殊な『賃労働』の手労働へと移行させるとともに(東エルベの農業革命)、他方では各種工業をおこしたのである。このようにして結局、領主経営は農民経営を生産力的に庄倒しつつ周知の如く、一九世紀中葉に、半封建的なユンケル経営への編成替を一応完了したのであった。

ところで、この過程でプロイセン絶対主義国家の果たした歴史的役割はどのようなものであったか。それは、終始グーツヘルシャフトの階級の利益を代表して立ち、大きな王領地所有と官僚—軍事機構の整備によって自己の絶対権力を確保し、その上で各種の政策立法をつうじて、グーツヘルシャフトのユンケ

ル経営への推転をバック・アップすることであった。このことはすでにその農業政策（農民保護と農民解放）について論証されているところであるが、鉱業政策についても同じ基本的性格の貫徹していることが確認できる。

総じて絶対主義国家の鉱山業把握の法的根拠をなすものは、いわゆる鉱山王有権 Bergregal であるが、プロイセン絶対主義の鉱業政策もまた、すぐれてこの鉱山王有権の実現の体系として展開された。それは、絶対主義国家が上級所有権者として鉱物資源（したがってまた鉱業権）を自己の下に排他的に確保し、それを前提として精緻な鉱山行政の機構を築き上げ、鉱山業を体系的に把握しようとしたものであるが、そのばあい、把握の様式に二通りの型態がみとめられる。すなわち、「民間、鉱山経営に立ち入った監督、規制を加え、鉱山貢租を徴収すること（いわゆる監督原則 Direktionsprinzip）」、「イギリス産業革命の成果たる新技術を導入して王立、鉱山企業を設立し、かつそれに照応する熟練労働力群を育成すること、これである。以上の二様式の把握によって、プロイセン絶対主義は、うちづよく内外の政治的危機（農民一揆、七年戦争）の対外戦争）に対処して自己を軍事的、財政的に補強するとともに、王立企業で培養した新技術ならびに熟練労働力を民間領主経営に移植して、その発展を助長しようとしたのであった。

以下においては、『プロイセン王室の真珠』としてこの時期

に王国中で最大の繁栄を誇った Oberschlesien の鉱山業を主たる対象として、こうしたプロイセン絶対主義の鉱業政策の展開過程を跡づけ、ついで一九世紀なかば、コンケル経営確立期におけるその再編の過程を展望してみたい。

- (1) J. Ziekusch, Hundert Jahre schlesischer Agrarschichte, 1915, S. 78.
- (2) 大野英二「オーヘル・シェレーシェン製鉄業の創出過程——一つの準備的考察——」経済論叢第八五巻第五号、五二頁および五六頁をみよ。
- (3) 北条功「ロシア「農民解放」期における共同地をめぐる諸問題——特にシェレーシェンを中心として——」『社会経済史大系——弘文堂刊——第七巻』所収、二二—二二五頁。
- (4) 北条功「農民保護」と「農民解放」——ロシア「絶対王制」の対農民政策の歴史的意義」『学習院大学政経学部研究年報』所収。
- (5) 大野英二「ドイツ金融資本成立史論」一九頁。
- (6) Schwarz und Strutz, Staatshaushalt und die Finanzen Preußens, Bd. I, Lieferung 2, 1900, S. 301.

## 二 鉱業政策の展開

### 一 シェレーシェン鉱業条令による鉱山王有権の成立と監督原則の展開

一七四〇年に Schlesien がプロイセン領に帰した時、さしあ

たりプロイセン絶対主義の関心はその鉱山業に向けられなかった。

当時、Oberschlesien では、一五七七年のルドルフ王の鉱業条令によって地表所有者たる大貴族が土地の付属物としての鉱物資源に対して所有権を有しており、彼等はこの権利にもとづいて、森林利用により農場経営のための農具生産を行うため、製鉄所経営をすでにある程度発展させていた。露天掘で採取される沼鉄鉱がその主たる原料基盤となり、農民層の階層分化のなから析出されてくる賦役ゲルトナーやホイスラーの特殊な『賃労働』が労働力基盤となった。

こうした状況のもと、一八世紀の後半、封建的危機の到来とともに、それへの対応の主要な一環をなすものとして、プロイセン絶対主義のOberschlesien 鉱山業への進出が開始されることとなる。すなわち、ほぼ七年戦争を転期として、フリードリヒ大王は鉱物資源調査のための委員をSchlesien に派遣して調査にあたらせ、同時に一連の立法によって石炭ならびに主要金属(鉄をのぞく)の王有権を宣言し、且つその実現のための監督原則を打ち出して鉱山業の把握に乗り出したのである。

一七六九年六月五日に公布せられたシュレージエン鉱業条令 Die Revidierte Bergordnung für das souveräne Herzogthum Schlesien und für die Grafschaft Glatz は、以下したプロイセン絶対主義のOberschlesien 鉱山業把握の過程における

基礎立法をなすものとして西期的な意義を持った。すなわち、この法律は、「私的企業家に著るしく欠けている、ヨリ経済的なる経営とヨリ高度の技術を導入する」との目的のもと、旧来の地域慣習的な諸法律を一括廃棄せしめ、鉱山業発展の新たな局面に即応した新しい諸規定を広範に導入した。その枢要点を略記するならば、①鉄鉱石をのぞく諸鉱物に対する王有権(したがってまた鉱山賃租徴収権)の確認(ただし石炭王有権はすでに一七五六年に発せられていたから、その再確認)。②王有権を実現するための監督原則を民間鉱山経営に適用すること。

③鉱山共有組合 Gewerkschaft の持分たる鉱山株 Kuxe を一二八に分割し、一二を雇主 Gewerken・各二を地表所有者 教会—学校、鉱夫共済組合 Knappschafts- und Arnenkasse に帰せしむこと。——

ところで、ここに鉄鉱石が王有権から除外されたのは、恐らく当時すぐれて鉄鉱石資源に関心を寄せていた Oberschlesien の強大な大貴族が地表所有者としての自己の権利を主張し、それを買いたからである。また石炭についても地表所有者の優先採掘権(のち共同採掘権)が認められており、彼等は鉱山株の半数を所有して鉱夫 Gewerken になったのである。このようにして、Oberschlesien 鉱山業においては鉱山王有権と地表所有者権とが重疊してあらわれることとなり、ここに王と大貴族による鉱物資源の排他的支配の法的根拠が生み出された。シ



官庁統計の把握をせよとす。詳細経営が多数、森林地帯に存在したことが推測をなせしむる (K. Tanzor, a. a. O. S. 10.)。

事例四。Niederschlesien の *Waldau* 一八世紀後半、Weistein の *Waldau* 農民は鉱山を所有して *Waldau* (A. Steinbeck, Geschichte der schlesischen Bergbaues, seiner Verfassung, seines Betriebes, 1857, Bd. 1, S. 294) 及び *Schweidnitz* 郡に *Waldau* の炭坑が農民 *Biller* により他 *Waldau* の炭坑が農民 *Güter* に属した (E. Pfeiffer, Die Revolutionen Friedrichs des Großen besonders der Schlesischen nach 1763 und der Zustand Schlesiens von 1763-1786, Historische Studien, Bd. 44, 1904, S. 123.)。事例五。一七六九年十二月三日に公布された鉱夫特権令 (後述) は、特権鉱夫層に試掘―採掘許可申請権を認めしむる。事例六。*Monarchie* の新業条令 (§ 4. XXXIII Kap.) の一七七九年八月一〇日の布告 Deklaration は、鉱業条令を詳細な自営採掘者 *Waldau*、*Eigenlöhnerzechen* にも適用すべきことを証明した (K. Wutke, a. a. O. S. 741.)。

(3) *Waldau* H. Volz, Handbuch des Oberschlesischen Industriebezirks, Festschrift zum XII. Allgemeinen Deutschen Bergmannstage in Breslau, 1913, Bd. II, SS. 190-193, K. Wutke, a. a. O. SS. 739-740, W. O. Henderson, The State and the Industrial Revolution in Prussia (1740-1870), 1958, p. 5, G. Felsch, a. a. O. SS. 321-322, 等によつた。

一七四〇年いらい鉱山行政は未だ、一般行政組織として *Waldau* の総務庁 *Generaldirektorium* に立つて *Waldau* の *Waldau* スラウエノガウの御料局 *Kriegs- und Domänenkammer*, の機能のうちが含まれていたが、いま監督原則の定立とともに一般行政組織から独立して王に直属する体系的な鉱山行政機構の構築が口程にほむ。以下、その過程をみよう。

① 採掘―精錬省 *Bergwerks- und Hüttendepartement*。一七六八年五月九日、総務庁の中の第七番目の省として設立された *Waldau* の王國の鉱山行政の最高機関となつた。一七七七年 *Waldau* *Friedrich Anton Freiherr v. Heinitz* がその職官に就任せる。

② *Waldau* の上級鉱山監督局 *das schlesische Oberbergamt*。一七六九年十二月三日、旧来の行政当局たる御料局の激しい抵抗を排して設立され、採掘―精錬省の下部機構として、監督原則遂行の中核機関となつた。その機能は以下の如く多岐に亘つてあり、とりわけ *Waldau* に対する監督、規制の面では、ほは監督原則の全内容をなすものとなつてゐる。

(1) *Waldau* に対する監督、規制。試掘許可証 *Schürfscheine* の発行、採掘願 *Mitungen* の受理、採掘許可証 *Muttscheine* の発行、*Waldau* 貸与 *Verleihungen*、経営権、*Waldau* 賃租の確定と徴収、産物価格の決定、利益 *Ausbeute* の算定と分配、追加 *Zubude* の徴収、*Waldau* *Bergbücher* の記載、あつた

る鉱山問題に対する裁判権の行使。

(四)労働力統轄。鉱山官僚 Schichtmeister und Grubenbeamten の採用、一般労働者の任免、労働諸条件の決定、鉱夫共済組合 Knappschaft の運営、鉱山学校の経営。

(五)王立鉱山―精錬所の経営。

(六)流通規制、とりわけブレンスラウ鉱産物商館の運営。

一七七九年、レーマン Friedrich Wilhelm Graf v. Reden がその局長に就任する。

③鉱山監督局 Bergämter と精錬所監督局 Hüttenämter

上級鉱山監督局の下に立つ地域的な監督機構として、一七七〇年代以降は、Schlesien の各地に設立され、補助的な機能を担った。

④官營鉱山官僚 Bergeschworenen, Schichtmeister, Ober-

steiger。彼等は、鉱区において直接的な経営指導を行い、鉱山行政の末端機構を形づくった。

このようにして一七六〇年代以降、王に直属する独自の鉱山行政機構が体系的に構築されてゆき、ここに Schlesien の鉱山業はプロイセン絶対主義国家の直接的把握の下に立つこととなったのである。<sup>5)</sup>

ところで、こうした監督原則の展開は、以上から分るように、民間鉱山経営に対するプロイセン国家の鉱山王有権の実現を意味したのであるから、経営指導とともに鉱山貢租の徴収がその重要な眼目の一つとなった。そこで以下、鉱山貢租につき略述しておく。

鉱山貢租には次の四種類のものがあつた。

①収益分前 Nutzungs-Anteile。 鉱山王有権者と帰属する鉱

第1表 ゲヴェルツヤント鉱山の産物価格・純収益および貢租 (1843年～1847年平均)

鉱山地区名	産物価格	純収益	鉱山貢租		産物価格100ターレルにつき	純収益貢租	純収益100ターレルにたいしての貢租
			その他の租	計			
オーベル・シュレーゼン	1578356	622394	138052	174856	39.4	1.1	28.1
ニーデル・シュレーゼン	654101	154984	36804	74336	23.7	1.3	48.0
ホル	1425716	328851	125035	67514	192549	23.1	13.5
ゴッセンゴヴェルデン	939062	205786	87567	46869	134436	21.9	14.3
							65.3

山収益への分前であつて、鉱区借入者に対し対物的賦課 (Reallast) として課せられた。④十分一税。鉱産物またはその貨幣価値、要するに粗収益の十分の一にあたるもの。⑤無料鉱山株金 Freikuzgal。地表所有者ではなく鉱山王有権者としての王に對して純収益から支払われるもので、先にのべた教会学校および鉱夫共済組合金庫のための鉱山株がこれに當るものと思われる。

② 鉱区借用税 Recesgeld。鉱区借入者が、その保有権維持のために支払義務を負うもの。

③ 鉱山官庁維持貢租 Quatembergeld。上級鉱山監督局勤務の鉱山官僚群を維持するべく徴収されるもので、各種手数料もこれに属する。

④ その他の雑多な貢租。

これらの諸貢租のうちでもっとも重要な意義を帯びたのは十分一税であつた。それは絶対主義の財政収入の一環を形づくることになるが、同時に鉱山共有組合を圧迫して、その分解を押しとどめるという客観的效果を持ったと考えられるのであつて、あえていうならば鉱山地代の封建的形態とみなしうる性格のものなのであつた(第一表)。

(1) H. Fechner, Geschichte des schlesischen Berg- und Hüttenlebens in der Zeit Friedrich's des Großen, Friedrich Wilhelm's II. und Friedrich Wilhelm's III. (1741

第2表 上級鉱山監督局の組織

局 名	管 轄 区 域
Berlin 上級鉱山監督局	Brandenburg, Neumark, Ost-u. Westpreußen
Halle "	Magdeburg, Halberstadt, Hohenstein Mansfeld
Breslau "	Schlesien, Glatz
Dortmund "	Cleve, Mark, その他 Weser 以西の諸地域

bs. 1806), ZABHS., Bd. 48, 1900, SS. 295-297.

(2) H. Fechner, a. a. O. SS. 307-309.

(3) 全プロイセンにおける上級鉱山監督局の組織は第二表の通りである。W. O. Henderson, op. cit., p. 10. H. Fechner, a. a. O. SS. 310-324. K. Wutke, a. a. O. SS. 13-17, SS. 700-704.

(4) 鉱山監督局は Reichenstein, Waldenburg, Gieluen, Kupferberg, Tarnowitz 及び 精錬所監督局に Malapane, Kreuzburg, Friedrichshütte, Gleiwitz, Königshütte として設けられた。H. Fechner, a. a. O. S. 345. K. Wutke, a. a. O. S. 17. 740.

(5) 「監督原則は鉱山主を自己の鉱山の経営から完全に分離した。王の鉱山官庁が、それを雇い、自己に對してのみ責任を有する、官僚と労働者とによつて経営を行った。私的所有者には追加払込金を支払



「経営からの利益を受取ることだけが残された」(G. Felsch, a. a. O. S. 322.)<sup>9</sup>

⑨ R. v. Carnall, Die Bergwerke in Preußen und deren Besteuerung, 1850, SS. 47-49, 54-56.

⑩ R. v. Carnall, a. a. O. Tabelle XX, より作成。なお、これらの貢租収入は、以下にのべる王立企業の設立、維持費に当てられたものである。

## 二 王立企業の設立と熟練労働力群の育成

さて、一八世紀後半、イギリスにおける産業革命の進展にもない、その技術的成果を組織的に導入するため、監督原則の実施とならんで、いわば鉱山王有権の直接的表現形態としての王立企業設立が、鉱業政策の重要な一翼をなすものとして登場する。

王立企業の設立は、一七五四年の Malapane 製鉄所設立を起点とし、一八世紀末に急調化しつつ一八〇八年の Lydogna 亜鉛精錬所設立にいたるまで約半世紀に亘って積極的におしすすめられ、ここに生み出された王立企業群は、一九世紀なかばにいたるまで、Oberschlesien はもとより、全プロイセン王国に冠絶する生産力水準を示した(第3表、第4表)。

それらは素材的にみて、①鉄鉱山⇨製鉄所群、②鉛・銀・亜鉛・鉱山⇨精錬所群、③炭坑群、からなりたっていたが、その歴史的性格は以下の三つの点に要約できよう。

①七年戦争ならびに解放戦争における、「フリードリッヒ的戦十国家」『friderizianischer Kriegerstaat』<sup>10</sup>の軍隊装備の基盤になつたこととみられる軍事的性格。<sup>11</sup>②第二表備考ランにみられるように、イギリス産業革命の最新の技術的成果を採り入れ、これを既存の民間領主経営に移植し、または領主経営の新設を刺激するという、「模範経営」『Musterwerke』<sup>12</sup>(「技術培養基」としての性格)③Lydogna 亜鉛精錬所が、現物十分一税として納入される菱亜鉛鉱石を精錬した事実とみられる、いわば十分一税實現機構としての性格、これである。

ところで、Oberschlesien にあっては、鉄鉱山⇨製鉄所経営のばあい、プロイセン国家は、鉱山王有権者としてではなく、地表所有者として鉄鉱石を確保しました石炭に対する共同採掘権をも持つ強大な大貴族に伍して、それ自体、広大な王領地 Domänen に立脚するところの最大の大貴族として立ちあらわれていることが特徴的である。

さて、上級鉱山監督局長レーデンの名は、こうした一連の王立企業の設立と緊密に結びついている。彼は、採鉱⇨精錬省長官ハイニッツが専ら監督原則(「鉱山貢租徴収」)の対象としての鉱山業にのみ関心をもつたのに対し、新技術導入による王立企業の設立を唱導した点で、またとりわけ石炭資源を森林に代る新たな燃料基盤として重視した点で、一層生産力的なタイプを表現している。彼が König 炭坑⇨ König 製鉄所において

第3表 オーベル・シュレージエンにおける王立企業の設立状況

No.	企 業 名	設立 年次	備 考
1	Malapane 製鉄所	1754	木炭高炉 2, フリッシュユル 1 により出発。1834最初の熱風炉導入
2	Kreuzburg //	1755	
3	Krascheow //	1768	
4	Jedlitze 針金製造所	1776	
5	Rybnik 製鉄所	1778	伯爵 Wengersky より購入。1828最初のパッドル法導入(精錬と圧延の分離)
6	Dembhammer 製鉄所	1783	
7	Friedrich 鉛坑	1786	鉛・銀鉱石。1788プロイセン最初の蒸気機関導入(馬120頭不用となる)
8	Friedrich 精錬所	1786	鉛・銀精錬
9	König 炭坑	1791	
10	Königin Luise 炭坑	1796	
11	Gleiwitz 製鉄所	1796	英人 J. Baildon 主導による大陸最初のコークス高炉
12	König 製鉄所	1802	大陸最大のコークス高炉。1865最初のベッセマー法導入
13	Lydognia 精錬所	1808	亜鉛精錬
14	鉄鉱山群	?	1785現在 Schlesien に王立鉱山 20 を数え、その多くが鉄鉱山と推定さる。

第4表 オーベル・シュレージエン炭坑業の構成ならびにプロイセン土国におけるその位置(1847年)

炭 坑 区 名	王立炭坑	シユタン				平均産炭高	
		ゲヴェル デスヘル の炭坑	クシャ クトの炭坑	休止炭 坑	王立炭坑 およびシ ユタンデ スヘルの 炭坑	ゲヴェル クシャ クトの炭坑	
オーベル・シュレージエン	2	6	81	203	117735 t	49072 t	
ニーデル・シュレージエン	—	—	43	39	—	43283 //	
マ ル ク	—	—	160	420	—	22433 //	
エッセン=ヴェルデン	—	—	64	174	—	44763 //	

プロイセン絶対主義の鉱業政策とオーベル・シュレージエン鉱山業 第八十七卷 四八〇

第六号

六〇

実現した「結合経営」の思想は、以後の Oberschlesien 鉱山業、<sup>7)</sup>な広くドイツ鉱山業の『基本型態』になつたとされてゐる。にもかかわらず、王立企業において実現された高度の生産力が、客観的には領主的対応過程のツーン・ハンシュフトと結びつくものであつた点にその限界が指摘をねねばなるまい。

- (1) 第三表は、大野英二、前掲論文、四三—四四頁。北条功、前掲第一論文、二四四頁。W. O. Henderson, op. cit., pp. 6-20. G. Felsch, a. a. O. SS. 337-361. K. Franke, a. a. O. SS. 5-6. K. Tanzer, a. a. O. SS. 15-16. 4) 4) 作成。  
 第四表は R. v. Carnall, a. a. O. S. 13. 5) 5) 。

- (2) J. Ziekusch, a. a. O. S. 2.  
 (3) W. O. Henderson, op. cit., p. 7, 18.  
 (4) H. Kelbert, Das Bildungswesen auf den fiskalischen Berg- und Huttenwerken in Preußen am Ausgang des XVIII. Jahrhunderts, 1955, S. 37. だがケルベルトによれば、そうした領主経営への新技術の移植は、グーンホルムの保守的な志向に阻げられて「散発的かつ非組織的」"sporadisch und unsystematisch" なものに止しとどめられたと云ふ (H. Kelbert, a. a. O. S. 39)。  
 (5) R. v. Carnall, a. a. O. S. 49. Lydognia 亜鉛精練所は、一八世紀はじめから二世紀間に亘つて続つて来た。G. v. Giesche の全 Schlesien 亜鉛採掘特権の廃棄直後に設立されており、以後 Oberschlesien が世界有数の亜鉛産地へと発展するつむきは起點となつた (B. Knochenhauer, a.

a. O. SS. 11-17. K. Franke, a. a. O. S. 40)。

- (6) G. Felsch, a. a. O. SS. 328-361.  
 (7) G. Felsch, a. a. O. S. 364. SS. 371-372.  
 (8) たとえば Buchwald にあるレーデンの有名な庭園の建設のために要した運搬賦役は、一七九八年の大一揆のころ、農民層の苦情の一つとしてあげられてゐる (J. Ziekusch, a. a. O. SS. 242-243)。

最新の技術を裝備した王立企業の出現、ならびにその新技術の領主経営への移植は、当然それに対応した新型の熟練労働力群の形成を要請する。だが隷民制の一般の土台のもとでは、賦役ゲルトナーやホイスラーなどの半農奴的な不熟練労働力は豊富に得られたが、最新の技術に耐えうる熟練労働力の基盤は容易には、形成されなかつた。たとえばハイニッツは一七七九年に Schlesien 州を視察旅行したとき、問題の所在をつぎのようになにに報告している。「この州においては、自然の条件はじつじつ、大層めぐまれたものであるがゆゑに、多くの熟練した鉱山<sup>8)</sup>精練労働者<sup>9)</sup>を獲得できるならば、この州は鉱産物にかんして、陛下の御国土中、最も重要な州の一つとなりうるでありましょう」と<sup>1)</sup>。かくて鉱業政策の重要な力点がこの課題の解決におかれることとなつた。

だが、絶対主義的鉱業政策のねらいは、いうまでもなく、隷民制の廃棄を行うのではなく、その存続を前提したうえで、広範な特権規定の適用により熟練労働力群をば、隷民一般の上

いたつ、特権熟練労働力群として、創出し、これを、一の閉鎖的な身分序列の中に固定することであった。

そこで、さきのシュレージエン鉱業条令に付帯して、特権規定としての一連の補助的立法が公布され、先進鉱山業地帯たる Harz, Sachsen, Mansfeld, Böhmen などから熟練労働者が誘致され、そのもとで地元隸民の陶冶がなされたのである。

そのばあい、特権の内容は、ほぼ以下の三つの部分に分れるであろう。すなわち、①鉱夫特権令の適用、②鉱夫共済組合への加盟許可、③鉱山学校制度による陶冶。

以下、順を追って説明しよう。

① 鉱夫特権令の適用。一七六九年一月三日に公布された鉱夫特権令 *Generalprivilegium für die Bergleute im souveränen Herzogthum Schlesien und der Grafschaft Glatz* は、熟練労働者として上級鉱山監督局に忠誠を誓い、鉱夫共済組合登録簿 *Knappschaftsregister* に登録を済ませた者に対し、次の諸特権を賦与した。④任意定任の自由、⑤家族を含む徴兵免除、⑥世襲隸民制からの自由、⑦自治体負担免除、⑧軍隊會館<sup>カッペン</sup>担当免除、⑨領主裁判権からの自由、⑩試掘―採掘許可申請権、⑪移住の自由、⑫採掘<sup>アクトン</sup>鉱坑<sup>アクトン</sup>で八週間、払込<sup>アクトン</sup>鉱坑<sup>アクトン</sup>で四週間の權病補助資金、⑬鉱夫共済組合加入と二株の鉱山株の無料交付、⑭移動<sup>アクトン</sup>鉱夫への旅費給付。

ところで、こうした広範な特権賦与は、自己の隸民支配への

脅威を感じたグーツヘルの激しい反対と妨害に遭遇したけれども、絶対主義の鉱業政策の論理はそれにうち勝って、曲折の裡に結局は貫徹されてゆくのである。

② 鉱夫共済組合への加盟許可。鉱夫共済組合とは、その起源を古く中世期にさかのぼるところの鉱夫の自発的な相互救済組織である。それはがんらい、「景気のよしあしを越えた利害の一致」に支えられた「神聖な機構」として、鉱夫特有の身分制的意識の形成にもっとも多く寄与したとされている。その中核をなすものはいわゆる『救済函』*Buchse* の制度であり、組合員たる鉱夫が収入の一定部分を掛金として『救済函』に納入し、危急の際、必要に応じて支援金をそのなかから受取ったのである。プロイセンの Schlesien 占領当時、こうした鉱夫の自発的共済制度としての『救済函』が鉱山地帯のあちこちに散在していたという。ところでいま、プロイセン絶対主義の鉱業政策は、こうした鉱夫共済組合にも把握の触手をのびした。すなわち、一七六九年一月二〇日に公布された、鉱夫共済組合金庫設立令 *Instruktion zur Einrichtung und Führung einer Knappschaftskasse für die Bergleute* に<sup>3)</sup>て、<sup>4)</sup> 鉱夫共済組合の中央集中と制度的完成がなされることとなった。つまり、上級鉱山監督局によって管理されるころの統一的な鉱夫共済組合金庫がプレスラウに設立され、以後これが特権労働者の相互救済制度となったのである。金庫の資金源は組合員の分担金

と雇主の分担金(すでにのべた無料鉱山株二)を主とし、支出内容は年金支給、罹病扶助をはじめ多岐にわたった。ともあれ、金庫の支援によって組合員とその家族の生活保証が目指されたのであり、組合は事実上、組合員たる鉱夫に対して「一生渾身の世話」をみたといわれた。

③学校制度による陶冶。さて、こうした特権労働者層にはまた、自己の熟練を陶冶するための教育機会が与えられた。一七七〇年代以降、④初等学校 (Friedrich 精練所、König 製鉄所、Gleiwitz 製鉄所、Krausburg 製鉄所、Malapane 製鉄所、に併置) ↓ ⑤鉱夫専門学校 (Tarnowitz) ↓ ⑥鉱業大学 (Berlin) と体系的に学校制度が整備されてゆき、熟練労働者や鉱山官僚の養成にあたった。

以上のような広範な諸特権の賦与による熟練労働力群育成政策のなかから、当時の Oberschlesien 鉱山労働力の構成は、おおよそ以下の如き、身分制的な秩序に組立てられていたという。①特権を完全に賦与された、大抵は外地人からなる少数の熟練労働力、②そのもつとで陶冶されて、世襲隸民から上昇しつつある半熟練労働力、③大群の世襲隸民の未熟練労働力。一とこゝろで、一七八六―一七年現在、Schlesien 全体において、労働者 Arbeiter 二六九〇名に対し、日傭取り・木材伐採夫・炭焼夫・運搬人八七七六名を数えたという。労働の質から推測して、おそらく前者が①と②、後者が③に相当するものといえるのだら

う。また①についていえば、それは費用が高くついたために、まず王立企業に導入され、新しい環境に慣れたのも民間経営へ、鉱山官庁の媒介を経て移植されたといわれ、かくて王立企業は新技術とともに熟練労働力の培養基としての性格をも兼ね備えたのであった。

- (1) K. Wutke, a. a. O. S. 43.
- (2) K. Wutke, a. a. O. S. 19; 大野英二、前掲論文、四七―四八頁。
- (3) 一例を挙げるならば、「上級鉱山監督局の許可をえて、従つて鉱業命令にもとづいて、採掘申請したあるゲルトナーは、領主によつて厳しく拘禁され、高額の罰金を徴収された」(H. Kelbert, a. a. O. S. 27)。
- (4) その経過は K. Wutke, a. a. O. S. 19-23. に詳し。
- (5) 大野 K. Franke, a. a. O. S. 28-32; M. Metzner, Die Sozialfürsorge in Bergbau unter besonderer Berücksichtigung Proudens, Sachsens, Bayerns und Oesterreichs, 1911, SS. 104-106. 2-4。
- (6) K. Franke, a. a. O. S. 31-36; K. Wutke, a. a. O. S. 52. 北条功、前掲論文、二四七頁。とくゞ H. Kelbert, a. a. O. はこの問題を詳細に扱つてゐる。
- (7) K. Franke, a. a. O. S. 15.
- (8) K. Wutke, a. a. O. S. 68.

土地所有の絡み合い

所有者(大株主)たる大貴族	Bositzteile	Rittergüter	Gutsbez.	Forsbez.	耕地・ 山所	林有	総土地 所有	地租純 収入	財産 総額	主要兼營業務
					ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	マルク		
Hiesche					?					鉄鋼・鉛・ 亜鉛
f v. Tiele-Winckler	25	20	3	2	5787	7096	13839	127194	74	鉄鋼・亜鉛
9と同じ					—					鉄 鋼
f v. Schaffgotsch	27	10	1	16	1971	28576	31242	119500	79	亜鉛
20と同じ					—					亜鉛
f v. Ballestrem					?				56	亜鉛
ckel Fürst v. Donner- arck (Guido) [Neudeck 系]	34	30	2	2	8620	15290	25189	136393	179	亜鉛
f Henckel-Donnersm- : (Hugo) [Siemianowitz 系]	21	10	2	9	3913	9866	14414	92661	20	亜鉛
・8と同じ					—					鉄 鋼
st zu Pleß	75	61	2	12	15614	33133	51112	324042	84	鉄 鋼
Borsig					?					鉄 鋼
・8と同じ					—					亜鉛
f v. Renard					?					鉄 鋼
Hultschinsky					?				25	鉄 鋼
					?					
zog v. Ujest. Fürst Hohenlohe-Oehringen	52	32	14	6	10981	27390	39742	233701	151	鉄 鋼
					?					
					?					
					?					

注] (1)土地所有規模は19C.末のもの。(2)財産総額は1910年現在のもの。(3)その他の主要会社は次の通り。(4)Bismarckhütte A. G. (鉄鋼) (5) Oberschles. Eisenindustrie A. G. (鉄鋼) (6)Oberschles. Kokswerke u. Chemische Fabriken (化学)

第5表 オーベル・シユレージエンにおける炭坑業と

番号	会社名	所属炭坑数	労働者 総数 (1912年)	産炭高(1912年)	
				トン数	%
1	Der Preußische Staat	4	21137	7008868	16.87
2	Georg von Giesches Erben	3	12541	4225195	10.17
3	Kattowitzer A. G. einschließlich Preußengrube	6	11972	4225251	10.17
4	Verein. Königs-u. Laurahütte A. G.	4	10997	3490604	8.40
5	Gräfl. Schaffgotsch'sche Werke	3	6580	2676002	6.44
6	Hohenlohe-Werke, A. G.	5	7280	2287586	5.51
7	Gräfl. v. Ballestrem'sche Verwaltung	3	6071	2272227	5.47
8	Fürstl. v. Donnersmarck'sche Verwaltung	3	5607	2189267	5.27
9	Gräfl. Henckel v. Donnersmarck'sche Verwaltung	4	5798	2103567	5.06
10	Donnersmarckhütte, A. G.	2	5195	1859571	4.48
11	Rybniker Steinkohlen-Gewerkschaft	3	4986	1678654	4.04
12	Fürstl. Pleß'sche Verwaltung	5	2815	1527775	3.68
13	A. Borsig'sche Berg-u, Hütten-Verwaltung	2	3785	1504182	3.62
14	Schlesische A. G. für Bergbau-u. Zinkhüttenbetrieb	3	4943	1271912	3.06
15	Steinkohlengewerkschaft Charlotte	1	3530	963446	2.32
16	Oberschles. Eisenbahn-Bedarfs-A.-G.	1	2048	667774	1.61
17	Witkowitz Bergbau-u. Eisenhütten- Gewerkschaft (Hultschiner Grube)	1	2163	634900	1.53
18	Gewerkschaft Waterloo (Eminenz-grube)	1	777	315794	0.76
19	Gottmitungsgrube, A. G.	1	544	199574	0.48
20	Fürstl. v. Hohenlohe'sche Verwaltung	1	517	109191	0.41
21	G. von Ruffers Erben	1	564	155313	0.37
22	Gewerkschaft Beatensglück	1	504	105030	0.25
23	Gewerkschaft kons. Gleiwitz. Steinkohlengrube	1	284	13786	0.03
総計		59	120638	41543442	100.00

### 三 展 望 —— 鉱業政策の再編 ——

#### 一 大貴族の鉱業特権獲得と監督原則の「解体」

さて、一八世紀後半、鉱山王有権の実現体系として展開された絶対主義的鉱業政策は、一九世紀前半のプロイセン改革の過程で、その一環をなすものとして再編せられる。いまわれわれはその過程を展望しなければならないのだが、さしあたって、その前提として、鉱業政策の再編をもたらした Oberschlesien 鉱山業自体の構造変化を概観しておきたい。

Oberschlesien 鉱山業の構造変化は、一面では製鉄から採炭への軸心の移行、他面では王立企業に対する大貴族企業の優位となつてあらわれた。一九世紀なかば、鉄道網の拡大にともなつて、石炭を中心とする Oberschlesien 鉱山業の鉱産物が、大貴族経営の生み出す特産物として東エルベ市場を征服していく過程で、Henckel, Tiele-Winckler, Renard 等の一連の大貴族の鉱山業経営への本格的進出が開始され、一九世紀後半、Oberschlesien 鉱山業は、炭坑業を基盤とするその固庫的・大貴族的構成を完成する(第5表)。<sup>1)</sup>

ところで、こうした大貴族の鉱山業への本格的進出にともない、絶対主義的の鉱業政策の根拠たる鉱山王有権の構造に注目すべき変化が生じた。つまり、一九世紀前半にいたつて、大貴族の鉱業特権獲得運動が活発化し、その過程で、鉱山王有権がい

わば王と大貴族の抱合による鉱業特権体系の維持という形態に転推していったのである。この点について G・フェルシュはいう。「地表所有者は、自己の領域を貢租と国家の高権から解放しようとして努力した。独自の産業経営をやりたいという彼等の努力は、彼等の間に、自分達の所領を国家の鉱山王有権から切り離し、その代りに、旧い家柄もしくは古文書に基いて、国王にのみ帰属する権利たる鉱業特権をみずから要求し、地表所有者のもの(鉄鉱石のことであろう——引用者)以外の地下鉱物を自由にしようという運動をよびおこした。彼等の見解によれば、鉱業特権というランデスヘル的権利は、それが明らかに鉱業特権を持っていた以前の領邦や侯国から生じている限り、当然彼等に帰属すべきものであった。」<sup>2)</sup>

かくて、国家と大貴族の間で多年に亘る係争が開始され、その過程で、侯爵 Pleb は freie Standesherrschaft Pleb につき鉱業特権 || 十分一税徴収権を獲得し(一八四〇年)ただしこれは亜鉛についてであり、石炭については以前からそれを認められていた)公爵 Ratibor と伯爵 Tiele-Winckler は Standesherrschaft Pleb から分岐した Herrschaft Myslowitz-Kartowitz につき鉱業特権 || 十分一税徴収権を獲得した(一八四一—一八六一年)。また、すでに一七八二年に鉛と銀の二十一分一税徴収権を持っていた伯爵 Henckel も、その Standesherrschaft Tarnowitz につき、亜鉛鉛鉱石ならびに石炭の排他的優先採掘



権を得、國家の貢租徴収は特別のはからい、Gnadenaktにより差止められた(一八三四年)。このうちに於て、これらの Ständesherrschaft の領域内にある鉱山共有組合(鉱山)は、いままや國家からではなく、鉱業特權所有者たる大貴族から鉱区貸与を受け、彼に貢租を支払うようになり、國家の監督から切り離されるにいたる。<sup>4)</sup>

ともあれ、一方ではSchlesienの大貴族へのこうした鉱業特權割譲により、他方では鉱業特權自体を桎梏視するKuhle 鉱山業の急激な進出により、プロイセン絶対主義の鉱山王有權の範圍は縮小せられ、それともなつて、鉱山王有權の実現形態としての監督原則も後退せざるをえなかつた。これが、監督原則の解体、<sup>5)</sup>とよばれてゐる過程である。

(1) H. Veltz, a. a. O. S. 330. SS. 392-3. J. Conrad, Agrarstatistische Untersuchungen, Der Droggrundbesitz in Schlesien, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 70, 1898, S. 713. L. v. Krosigk, Die große Zeit des Feuers, Der Weg der deutschen Industrie, Bd. II, 1958, S. 139. より作成。なお、ロウビツ『流通地誌』の再編の点に言及してあり。旧プロイセン時代には、上級鉱山監督局の掌握する、プロシヤ産物商館(ハンズラウ商人組合)による、國庫的の商人的独占が支配してゐたが(大野英二、前掲論文、五三一—五六頁)、一九世紀前半、大貴族経営の産物館が東エールス市場に進出する過程で、流

通過程の再編がなしとけられた。すでに一八一六年には、産物商館を直營してゐた上級鉱山監督局が Breilau から Brieg へ移転されてあり、両者のかかる分離のうちに産物商館の地位の低下が推察できるものであるが (K. Wulke, a. a. O. SS. 699-704)、その四十一年代以降、一連の巨大石炭産地 Schlesien 産山業への進出が開始されてゐる。① Oberschlesien のなごう。ベルリンの二大石炭産商 Emanuel Friedländer 家と Casar Wolheim 家。一九世紀末、両家と Oberschlesien 炭の六五%を掌握し、國庫の販売部 Verkaufsabt. Giesche, Pleß の販売部とヤンツト、Oberschlesien 炭の流通地帯を独占した (K. Euting, Die Kartelle im oberschlesischen Steinkohlenbergbau, 1939, S. 22)。② Niederschlesien のなごう。Waldenburg の面麻商人 Treutler 家、Freiburg の面麻商人 Kramsta 家、Jauer の學校出身の Kulmiz 家。この三家は、面麻織物業發展への対応のため、鉱山業への進出を遂げており、その Kulmiz 家は世紀後半、Waldenburg 炭の七〇%を販売して (G. Keil, Das niederschlesische Industriegebiet, Seine Entwicklung und Notlage, SS. 72-73. G. Schmitt, Schlesien wenn ich dein vergesse……, Leben und Werke schlesischer Menschen, 1951, SS. 149-150)。

- (2) G. Felsch, a. a. O. S. 364.  
(3) 大野英二、前掲論文、六四—六五頁。G. Felsch, a. a. O. S. 364.

- (4) R. v. Carnall, a. a. O. S. 64.  
(5) タンネン、Schwarz u. Sprutz, a. a. O. S. 302.

以下、一九世紀中葉における監督原則の解体過程を、①鉱山貢租軽減、②鉱山行政機構の再編、の二側面から追跡し、とくに第一の側面に力点をおいてその歴史的意味を解明してみたい。

① 鉱山貢租軽減。鉱山貢租軽減要求において主導権を握ったのは Ruhr-ノルジュワジーであった。農民的土地所有のひろがる西エルクの Ruhr 地方では、すでに一八〇三年に、Essen-Werden の 鉱山業地帯で、監督原則の実施に反対する農民的鉱夫の騒擾が起っており、鉱夫達は 鉱山貢租の支払いを拒否して王の 鉱山官係を追放し、軍隊の出動によって秩序が回復されたのであるが<sup>1)</sup>、いま一八四八年の三月革命の過程で、鉱山貢租軽減要求が改めて本格的に提起されるにいたった。すなわち四八年七月二八日、国民議会においてハルコルト、J. Harckort 他数名が 鉱山貢租の全国的統一の提案を行い、次の如き法案を提出したのである。(i) 鉱山貢租は全国において同じ形態で徴収され、かつ純収益の5%以下の率におさえられるべきである。(ii) 新鉱業法の公布までは臨時的に、Rhein州で適用されている法規の規定が適用される。(iii) この法律は四八年九月一日までに発効するものとする。—この提案を契機に貢租軽減がいよいよ実現の過程に入る。すなわち、五年五月一二日の 鉱山課税にかんする法律 Gesetz über die Besteuerung der Bergwerke に

において、十分一税は半分(粗収益の5%)に軽減され、鉱区借用税は各鉱坑(経営、休止の別をとわず)につき一 Reich に確定された。また 鉱山官庁維持貢租は他の多くの手数料とともに、売上金の1%にあたる監督税 Aufsichtsteuer に統一された。ついで六年五月二日の法律によって二十分一税が更にその五分の一だけ、つまり5%から4%に軽減され、六五年六月二四日のフロイセン一般鉱業法 Das allgemeine Berggesetz für die Preussischen Staaten にいたって全 鉱山貢租は一括して2%に統一された。

このような貢租軽減措置によって、いうまでもなく Ruhr 鉱山業は以後の飛躍的な発展の端緒をつかむことができた。だが Oberschlesien 鉱山業にとってはそうした措置は、実はなら重要な意義を持ちえなかった。というのは Oberschlesien 鉱山業のばあい、すでにのべたように、鉱業特権をあたえられた大貴族が、国家に代る新たな十分一税取得者として立ち現われており、一八六五年の一般鉱業法においても Schlesien の鉄鉱石がその規制の対象から除外されたことと相まって、旧来の 鉱山貢租の体系が基本的には崩れることなく維持されたからである。そして実にこのことが、Oberschlesien 鉱山業における資本集中の特異な形態を規定する一要因となった。G. フォルシュの鋭い指摘に聞こう。「資本が株式会社形態で Oberschlesien へも侵入する前に、地表所有者たちは、自分たちの特権のたすけによ

って、小炭坑の吸収をううじて自己の所有を完<sup>アッフェクツ</sup>成するのに成功していた。それには鉱山貢租もあずかって力があつた。それは一八六五年には全国税が二%にまで低下していたのにこの地域では粗収益の五%の高さで引き続き徴収されたのだ。かくてこの地域の民間炭坑は、もっと低い租税支払しか行わない炭坑との競争が不可能になった。一八六五年には Tiele-Winkler の Standesherrschaft たる Myslowitz-Katowitz にある一六の民間炭坑は邦議會へ請願を送つて、制度の矛盾を訴えた。……けれども、孤立した農民農場 Bauerngüter と同様、それらもまた大土地所有によつて吸収されてしまった。<sup>4)</sup>「そこでいま試みに第四表と第五表を比較してみれば、一八四七年には未だ八一あつた鉱山共有組合炭坑が、一九一二年にはほとんど消滅しており、逆に Standesherr の炭坑が大きく前面に出て來ることがから、このフェルシュの指摘が裏書きされていることが分る。つまり、Oberschlesien 鉱山業では、大貴族による鉱業特権をテコとした前期的資本集中が一世紀後半期をううじて進展したものと考えられるのであり、同じ時期に行われた若干の生産の集積過程（たとえば製鋼におけるシーメンス・マルチン法の普及、採炭における水力充填法 Spülversatzverfahren の創始のごとき）は、そうした前期的資本集中の土台の上で、生産力の国際的水準への対応形態として接ぎ穂された契機であつたと考えられるのである。<sup>5)</sup>

以上の行論から、監督原則の「解体」（＝鉱山貢租「軽減」）が Oberschlesien 鉱山業に対して持った意義が明らかになつたと思われる。

② 鉱山行政機構の再編。<sup>6)</sup> Ruhr-ブルシエワジーに対する貢租軽減、Oberschlesien 大貴族に対する貢租徴収権譲渡にともない、その維持機構としての鉱山行政機構も縮小的に再編された。つまり一八五一年五月一二日の法律 Gesetz betreffend die Verhältnisse der Miteigentümer eines Bergwerks 及び一八六一年六月一〇日の法律 Gesetz betreffend die Kompetenz der Oberbergämter にゆつとて、上級鉱山監督局をはじめ各鉱山官庁の権限が大巾に削減せられ、従来監督原則に服して來た民間鉱山所有者はここに広範な自主的經營權を獲得したのである。<sup>7)</sup>

- (1) H. Kelbert, a. a. O. S. 29.
- (2) H. R. v. Carnal, a. a. O. SS. 54-55. G. Felsch, a. a. O. S. 367. C. J. Bergius, Grundsätze der Finanzwissenschaft mit besonderer Beziehung auf den Preussischen Staat, 1871, SS. 229-230. 244.
- (3) C. J. Bergius, a. a. O. S. 230. 石村善助『鉱業法の研究』一五一—一六頁。
- (4) G. Felsch, a. a. O. S. 368.
- (5) そのことを裏書きする一例として、Oberschlesien 最大混合企業 Vereinigte Königs- und Laurahütte v. Ruhr

第6表 Vereinigte Königs-u. Laura 製鉄所と Gutehoffnung 製鉄所の構成比較(1903年)

	生産(1000トン)				
	(A)鉄鉱石	(B)石炭	(C)銑鉄	(D)鋼鉄	(E)圧延製品
Vereinigte Königs-u. Laura 製鉄所	92	2410	184	230	158
Gutehoffnung 製鉄所	399	1576	420	478	327

(F)高炉操業		(G)転炉操業		(H)平炉操業		(I)	(J)
高炉数	日産能力(トン)	転炉数	容積(トン)	平炉数	容積(トン)	パッドル数	労働者数
6	540	3	24	7	84	73	15803
7	1200	4	60	10	220	9	15350

における「典型的な混合企業」Gutehoffnungshütteの構成比較を掲げてみよう(第9表—H. G. Heymann, Die Gemischten Werke in deutschen Großeisengewerbe, 1904, SS. 286-287, 320, 244頁)。資本の技術的構成における前者の劣位は明らかであろう。ケストナーによれば、「低賃金と販路関係がSchlesienのパッドル法を維持している。そこでは西ドイツよりもずっと多くの鉄が村の鍛冶屋に販売され、しかも鍛冶屋連は今なお主に鍊鉄を欲するのだ」。(F. Kestner, Die deutschen Eisenzelle 1879-1900, 1902, S. 17)。

(9) K. Wutke, a. a. O. SS. 710-714, 747-748.

## 二 労働力規制の再編と王立企業の払下げ

民間鉱山経営に対する鉱山王有権の実現形態を意味する監督原則の解体と並行して、王有権の直接的実現形態としての王立企業の設立に維持ならびにそれをテコとしての鉱山労働力規制の政策も、いま再編を余儀なくされる。以下、後者に力点をおいてその過程を追求しよう。

まず、旧プロイセン時代に三つの身分的・階層的序列に編成されていた労働力群構成が、農民解放の過程でどのような変容を蒙ったかが明らかにされねばなるまい。第一に、地元民による熟練労働力基盤の形成にともない、外地人熟練労働力範疇は消滅した。以後彼等は、たとえばパッドル法など新技術導入の際、一時的な技術指導員としてOberschlesien鉱山業地帯を訪

れたにすぎぬ。第二に、十月勅令によって与えられた移動の自由を利用して、周辺農業地帯および Grenzstreifen の麻織業の解体過程から析出される多数のホイスラー、アインリーガーが鉱山業地帯に流入し、とくに炭坑業における坑内運搬労働過程の分化にともなうて開けて来た龐大な運搬夫需要に応ずる。第三に、農民ならびに調整資格を除去された賦役ゲルトナーは依然として、馬車による経管外運搬（精練所への石炭、鉱石運搬、製品運搬）であり、Vekhrantz とよばれるに副業的に従事する。かくていまや、新しく三つの範疇からなる労働力群構成ができていった様に思われる。①かつての第二範疇よりなる熟練労働力（精練業にその比重大）、②新たに形成された炭坑業の坑内運搬夫を中心とする龐大な未熟練労働力、③農民、賦役ゲルトナーの未熟練 Vekhrantz 労働力。

ところで、このようにして Schlesien の地元民よりなる鉱山労働力基盤が形成されてくるにつれて、しかもその著るしい量的拡大にともなうて、鉱山官庁による特権規定をめぐる労働力統轄は不要となり、極措にさきかゝ転化した。すなわち、新たに形成された三つの労働力範疇のうち第一のものは依然として上級鉱山監督局によって採用され、鉱夫共済組合に登録を行う特権労働者であった。これに対し、一九世紀前半に新たに形成された第二のものは、多く鉱山官庁の媒介を経ずに雇主もしくは採炭夫などの熟練労働者と直接に雇用関係に入り、従って鉱夫共

済組合に登録を行わない、非特権的な労働者であった。このほあい、前者は鉱山官庁に対ししかるべき理由を提示することを移動許可の前提とした限りにおいて、後者の実質的に享受している移動の自由をむしろうらやむという状態にたされたのである。また雇主たる大貴族も国家の介入からの解放を望んでいた。このような理由から、一八六〇年五月二一日の法律 Gesetz betreffend die Ansicht der Bergbedürden über den Bergbau und das Verhältnis der Berg- und Hüttenarbeiter によって鉱山官庁は労働力雇用に雇主に委ねるにいたり、ここにいわゆる『自由な労働契約』が導入されたのであった。だがもとよりそれは、大貴族による前期的な労働力統轄の『自由』を意味したにすぎないのであって、それを大貴族は独自の『労働条令』作成によって行ったのであった。かくて、労働力規制の面でも国家が後退し大貴族が進出することとなったのである。

- (1) *Die K. Franzke, a. a. O. SS. 22-23, 43-48, J. Zerkursch, a. a. O. SS. 293-305, 324-26.*
- (2) *K. Franzke, a. a. O. SS. 50-51, K. Wutke, a. a. O. SS. 711-714.*
- (3) ここでは K. Franzke の *Die K. Franzke* の「*労働条令*」の一例としてあげられてゐる *Fraulein Joh. Gryczak (Graf von Schaffgotsch, 夫人) の精練所における「微罰条令」* の罰金規定を挙げよう。『*Frl. Joh. Gryczak schon*

Hüttenwerke の労働者のもとに規律を樹立するため、以下の定めがなされる。それらは当社に就労する全労働者に契約条件として暗黙裡に義務として課され、精錬所ならびに労働現場に公示されるものとする。(一)遅刻には $\frac{1}{4}$ — $\frac{1}{2}$ の日賃金の罰金。(二)早退には $\frac{1}{2}$ —1日賃金の罰金。(三)無断の労働中止には全1日賃金の罰金。(四)一週間或はそれ以上の無断欠勤は2—3日賃金の罰金。(五)仮病通告は1日賃金の罰金。(六)あらかじめ定められていた困難な労働を、通告して、だが不法に、中止したばあい、1日賃金の罰金。(七)以上すべてのばあい、違反者は同時にその代表団体(鉱夫共済組合のことか?)に支払う義務を負う。(八)行なわれてもいない労働を行なわれたものとして記帳せしめんとする試みは2日賃金の罰金。(九)労働怠慢(居睡り、不精、不当行為などによる)は $\frac{1}{4}$ — $\frac{1}{2}$ 日賃金の罰金。(十)反則的な労働は $\frac{1}{4}$ —3日賃金の罰金。更に仕事中の盗み、反抗、不和、格闘、等につき規定がなされる。」こうした例のほか、さらに経営外での私生活にわたる規定を含んだ労働懲罰令が出されていたという(K. Franke, a. O. SS. 51-52)。

(4) またこの過程で、鉱夫特権令の廃棄と鉱夫共済組合の改組が行われた。①鉱夫特権令の廃棄。すでに一八一三年八月一四日の閣令で徴兵免除が、二〇年三月一〇日の布<sup>Verfügung</sup>令で自治体負担免除が、廃棄されていたが、更に四九年一月二日の条<sup>Artikel</sup>令で上級鉱山監督局の裁判権に服する権利が失われ、六五年の一般鉱業法により諸特権が一括廃棄され

た(K. Franke, a. O. S. 20, 53, K. Wurke, a. O. S. 700)。<sup>②</sup>鉱夫共済組合の改組。五四年四月一日の法律 Gesetz betreffend die Vereinigung der Berg-Hütten- und Salinarbeiter im Knappschaften により、精錬労働者のための『鉱夫共済組合連合』が設立、全労働者の加盟が義務化された。管理は官庁の後見の下、雇主と組合長老から半数づつ選出して構成する評<sup>Beirat</sup>部<sup>Beirat</sup>会の手で行われることとなった。だが、組合加盟企業(大企業)の労働者たる『恒常的』組合員とそうでない『非恒常的』組合員が區別され、前者が新たな特権労働者層を形成したのであった(K. Franke, a. O. SS. 65-71, K. Wurke, a. O. S. 700)。

さうして王立企業払下げの過程を略述しておこう。十九世紀中葉、大貴族経営の本格的進出にともない、王立企業は次第に『模範経営』としてのそれ迄の生産力的優位を掘り崩されていった。すでに三六年起点的伯爵 Henckel の Laurag 製鉄所は最大の王立 König 製鉄所を凌駕する生産力水準を示し、多数の優秀な職員・労働者の引き抜きによってこれに大打撃を与えているが、その後、王立企業のわずらわしい官僚制ヒエラルヒーは一層、生産力への桎梏となり、世紀の後半には多額の赤字によって「王立企業は国家にとってのガンである」<sup>2)</sup>とまで言われるにいたった。かくて、六五年のベッセマー法導入を最後に、König 製鉄所は最強の大貴族、伯爵 Henckel に払下げられ、

ここに国家による大貴族経営育成策は、いな更に広くいって、鉱山王有権の表現体系として展開された絶対主義的鉱業政策は、いわばその最終の局面を迎えたのであった。G・フェルシュは、正立企業設立↓民間への払下げ、というユステイ「Justi」の理論の実現をここに見出し<sup>3)</sup>ている。以後、プロイセン国家（↓ビスマルク帝国）は、炭坑業においてのみなお優位を保つこととな<sup>20)</sup>る。

- (1) O. Stilleh, Nationalökonomische Forschungen, Bd. I. Eisen- und Stahlindustrie, 1898, SS. 181-238. 大野英二「前掲論文」六二—三頁、以下。
- (2) C. J. Bergius, a. a. O. S. 234.
- (3) G. Felsch, a. a. O. S. 372.

#### 四 結 び

さいごに、以上の行論のなから、主要な論点をとりまとめて結びにかえたい。

プロイセン絶対主義の鉱業政策は、鉱山王有権の実現の体系としてくりひろげられ、他方における農業政策の展開とあいまって、封建的危機への領主的対応（＝ユニケル経営の成立）をバック・アップするものであった。

すなわち、プロイセン絶対主義は一八世紀後半、鉱山王有権（＝鉱物資源の封建的所有）を打ち立て、それを根拠として、

一方では鉱山貢租（＝封建的鉱山地代）の徴収によって<sup>21)</sup>鉱山共有組合の分解を阻止するとともに、他方では王立企業（＝絶対主義の武装基盤）における高度の技術と熟練労働力を領主経営に移植してこれの生産力的優位を確保しようとした（鉱業政策の展開）。さらに、領主経営の本格的発展の段階においては、これに鉱業特権（＝鉱山貢租徴収権）と自主的経営権を与えて自らは背後にしりぞき、さいごに王立企業そのものの中核部分の払下げによってその政策の画龍点睛をはかったのである（鉱業政策の再編）。

一九世紀後半にいたってOberschlesienに聳立し、ドイツ資本主義の再生産構造の一環を形成するあの特異な国庫的・大貴族的鉱山業は、このようなプロイセン絶対主義の鉱業政策の展開と不可分に絡み合いながら生み出された。それは、鉱業特権の体系によって堅固に防備されたヘルンシャフト内部にそびえ立ったのであり、その意味で、まさしくM・ウェーバーの指摘する通り「領主地城の付属物」、「Pertinenz der Gutsbetriebe」であった。

と同時に、こうしたいわば「Oberschlesien型」鉱山業の構成そのものは、総じて「プロシヤ型」資本主義における鉱山業の構造の一原型をなすと考えられる。

- (1) M. Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen (19

04), *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, 1924, S. 342.

- (2) ロシアにおけるウラル鉱山業の構成について、レーニン「バルミ県における一八九四―九五年のクスターリ調査と『クスターリ』工業の一般的諸問題」、全集邦訳第二巻、四

四六頁―四五四頁。『ロシアにおける資本主義の発展』、全集邦訳第三巻、五〇八頁―五二一頁。日本における田部家（鉄師）の構成について、山田盛太郎『日本農業生産力構造』、四七頁―五六頁、を参照せよ。